

務	00	01	5年
(令和12年3月末まで保存)			

交 企 第 2 6 1 号  
令 和 6 年 1 0 月 2 9 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県道路交通規則の一部を改正する規則の制定について

この度、青森県道路交通規則の一部を改正する規則（令和6年10月青森県公安委員会規則第12号）が別添のとおり制定された。

制定の理由及び内容は下記のとおりであるから、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の理由

道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）の一部が施行されることに伴い、自転車の運転における携帯電話使用等が禁止されるとともに、罰則規定が整備されることから、関係規定の所要の整理を行うため制定されたものである。

2 制定の内容

第16条第4号の自転車の運転における携帯電話使用等の禁止規定が削除された。

3 施行期日

令和6年11月1日

担当：交通企画課 交通部企画係

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月二十五日

青森県公安委員会委員長

横町俊明

青森県公安委員会規則第十二号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>（運転者の遵守事項）</p> <p>第十六条 法第七十一条第六号の規定により車両の運転者が守らなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>「一〜三 略」</p> <p>「号を削る。」</p>	<p>（運転者の遵守事項）</p> <p>第十六条 「同上」</p> <p>「一〜三 同上」</p> <p>四 道路において、携帯電話用装置（以下「携帯電話」という。）を使用し自転車を運転しないこと。ただし、携帯電話を手で保持することなく、かつ、携帯電話に表示された画像を注視することなく使用する事ができる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>五〜八 「同上」</p> <p>「一号ずつ繰り上げる。」</p>
<p>四〜七 「略」</p>	

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

- 1 この規則は、令和六年十一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。